

(表)

調停・審判事件で相手に知られたくない情報がある方へ

裁判所に書類を提出するとき、

⇒ **相手に知られたくないこと（住所など）は書かないでください。**

※ **知られたくない部分をマスキング(黒塗り)してから、コピーして提出する方法もあります。**



それでも…知られたくない情報を記載、提出する必要がある場合
(裁判所に見せるために提出する必要がある場合など)には、
以下の二つの手順をとるかどちらかを検討してください。

非開示希望の申出

非開示希望の申出とは、情報が相手に知られること
であなたやお子さんなどが社会生活を営むのに著しい
支障が生じるおそれがあるなどと認められる場合に、
相手がその情報が記載された書類の閲覧謄写（書類を
見たり、コピーしたりすること）の申請をした場合に
それを認めないでほしいという希望を、あらかじめ裁
判所に対して申し出ておく手続です。

それぞれの手続の利用の可否は自分で
選択！

当事者間秘匿制度

当事者間秘匿制度とは、あなたが特定する情報が相手に
知られることで、あなた自身が社会生活を営むのに著
しい支障を生じるおそれがあるとき、あらかじめ申立て
をしておく手続です。

申立てが認められると、裁判所が、秘匿する決定（情
報を秘匿して代わりの呼び方に置き換えるとの決定）を
行います。

**自分の情報は、
自分で管理！**



どちらの手続も、裁判官の判断により認められないことがあります。

※ 二つの手続の内容及び比較は、裏面のとおりです。

知られたくない情報を記載、提出する必要がある場合の手続の比較

非開示希望の申出

当事者間秘匿制度

申出書の提出が必要です。	利用方法	申立書等の提出が必要です。
あなたを特定する事項（あなたの住所など）だけではなく、 <u>それ以外</u> （例：お子さんの学校名など）についても申し出ができます。	対象	<u>あなたを特定する事項（例：あなたの氏名、本籍、住所）についてののみ</u> 申立てができます。
非開示希望の申出があった場合、裁判官は、相手から書面の閲覧謄写の申出があり、その閲覧謄写をさせるかどうかを判断するときに、申出の内容を参考にします。	効果	秘匿する決定があった場合は、法令によりあなたを特定する事項は代わりの呼び方（代替事項）に置き換えて手続が進みます。また関連手続にも、新たな手続が必要となりますが、その決定の効果が生じます。
・裁判官の判断により、相手方が閲覧謄写をすることが認められることがあります。 ・審判では、非開示を希望した部分が、裁判官が判断をするための資料にならないことがあります。 ・非開示を希望する当事者自身が、手続において氏名又は住所を開示しないことによって強制執行に支障が生じるなど、不利益を被る可能性があります。	留意点	・裁判官の判断により、あなたの申立てが却下されたり、相手の請求により秘匿決定が取り消されたりする場合があります。 ※却下又は取消しをされた場合、それに対して不服申立て（即時抗告）ができます（別途費用等が必要です。）。 ・代替事項への置き換えが困難な書面を提出する必要がある場合は、その書面について、別途非開示希望を申し出る必要があります。
非開示の希望に関する申出書 ※裏付け資料の提出は原則として必要ありません（裁判官から求められた場合は、提出してください。）。	必要書類	①秘匿決定申立書 ②秘匿事項届出書面 裏付け資料 （例：DV保護命令の決定書写し、診断書など）
①非開示の希望に関する申出書、②書面の原本（①とホチキス留め）、③黒塗りをした②の書面を提出してください。ただし、書面全体が非開示希望である場合は、①と②のみの提出で構いません。 ※非開示を希望する書面提出の都度、①から③の提出が必要です。	書類の提出方法	あなたを特定する事項そのものに代えて、「代替氏名A」「代替住所A」などの代替事項を使って記載した書類を、上記必要書類と一緒に提出してください。 ※秘匿決定が出た後は、上記必要書類を添える必要はありません。
手数料等はありません（無料）	手数料等	収入印紙500円分、郵便切手（内訳は担当者に確認してください。）